

宝生第 号  
令和 年 月 日

過料処分通知書

住 所  
氏 名  
電 話 ( ) 様

宝 塚 市 長 印

あなたは、宝塚市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第9条・第12条の規定による中止命令に従わないため、同条例第14条及び同条例施行規則第5条第3項の規定により、過料1,000円を科すことに決定しました。  
現金または納入通知書により上記金額をお支払いください。

違反の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反の場所	宝塚市 付近
違反の内容	<input type="checkbox"/> ぼい捨て <input type="checkbox"/> 路上喫煙の中止

【 教 示 】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、宝塚市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、地方自治法第231条の3第9項の規定により、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前にこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。